

ID: 176

担当部署: 経済観光部 農林水産課

処分の概要	危険物等の荷役の許可		
例規名 根拠条項	長門市漁港管理条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第136号		
<p>【根拠条文】 (危険物等についての制限) 第5条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く。)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という。)を積載した船舶は、市長の指示した場所でなければ、停泊、停留又は係留(以下「停係泊」という。)をしてはならない。 2 危険物等の荷役をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。 3 危険物等の種類は、規則で定める。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	年 月 日